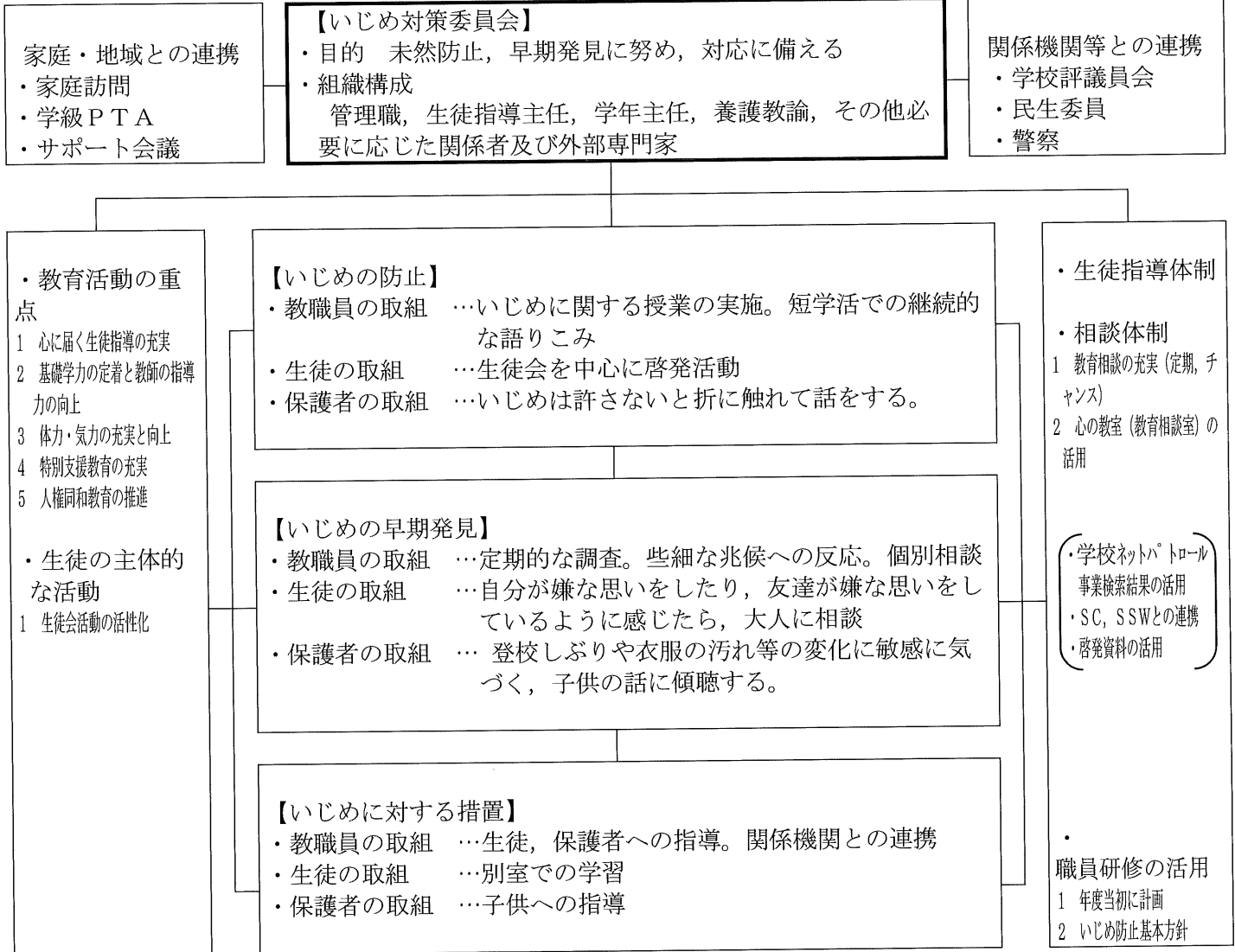


天城中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
主体的に学び 心豊かで たくましい生徒の育成



【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	生徒会の自主的な活動計画	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	生徒指導共通理解 道徳教育
5	実態に基づいた対応策の検討	教育相談アンケート			(生徒向け) 全体指導	個別面談	生徒指導共通理解 特別支援
6					(保護者向け) 啓発研修会 携帯・ネット利用実態調査		
7	取組評価アンケートの実施	いじめアンケート					いじめについて
8	2学期の活動計画の検討					三者面談	
9	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				特別支援
10				いじめ防止標語作成			
11	取組評価アンケートの実施, 集計	教育相談アンケート				個別面談	いじめについて
12	取組の検証					三者面談	
1	取組評価アンケートの実施, 集計	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				道徳教育
2			道徳授業公開 (心の教育の日)				
3	取組の検証 次年度活動計画案作成	いじめアンケート			各教科における次年度の指導計画の作成		

□ 発見から指導, 組織的対応の展開

※ ▲…避けるべきこと

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)以下同じ
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

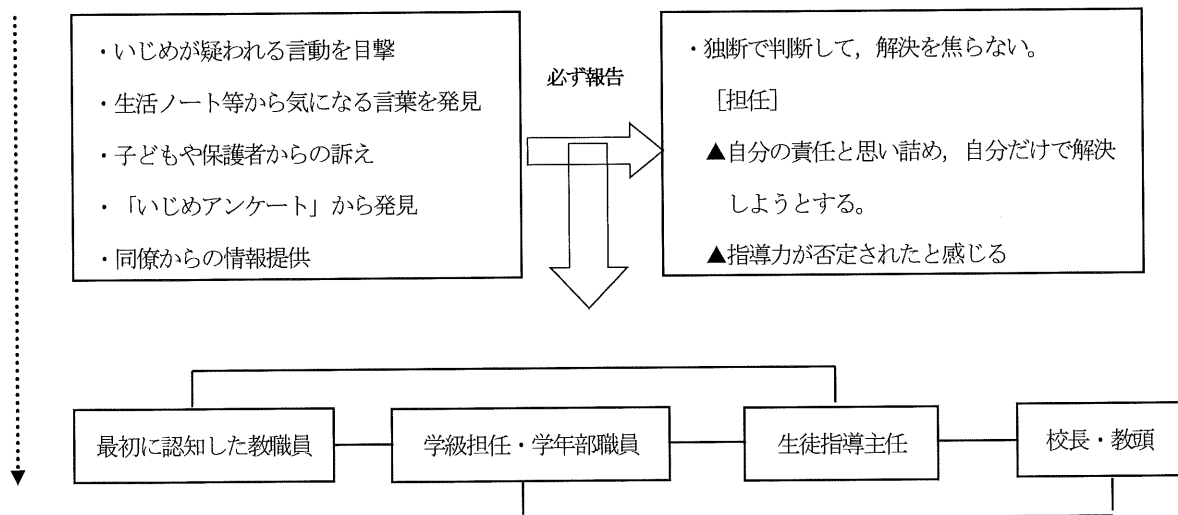
2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(平成29年10月鹿児島県いじめ防止基本方針より抜粋)

2 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



3 対応チームの編成

校長, 教頭, 生徒指導主任, 学年主任, 担任, 当該学年教員, 養護教諭,
スクールカウンセラー, 部活動顧問等 *事案に応じて, 柔軟に編成する。
*重大事案の場合, 第三者を含めた組織を編成する。

4 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・いじめの態様, 関係者, 被害者, 加害者, 周囲の生徒の特徴

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」, 「不登校」, 「脅迫」, 「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当, 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当, 保護者への対応担当, 関係機関への対応担当

5 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は, 被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は, 人目につかない場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう, その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか, 複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し, 報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は, 当該児童生徒を自宅まで送り届け, 教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階で避けるべきこと>

- ▲ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲ 注意, 叱責, 説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて, すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。

6 いじめの被害者, 加害者, 周囲の生徒への指導

(1) 被害者(いじめられた生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても, 徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず, 支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について生徒とともに考え、支援を継続していく。指導というよりも共に寄り添い、共に考えていく。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- 有用感を感じられる場を設定する。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復し、有用感を感じられるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 自己肯定感・有用感を感じる場をつくっていく。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

7 いじめの解消の定義

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応

じ、他の事情も勘案して判断する。

(平成 29 年 10 月鹿児島県いじめ防止基本方針より抜粋)

8 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに保護者から見た子どもの様子等について情報提供を受け
る。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲ 電話で簡単に対応する。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に
事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導
し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したり
する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、
理解を求める。

*保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者を非難する。
- ▲ これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法など
を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行
うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

9 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味と事態例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 上記の例も参考に、「重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。

なお、重大被害は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 県立学校→県教育委員会→知事
- ・ 私立学校→知事

(ウ) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。なお、学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」又は教育委員会が設置する機関において調査を行う。構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ (いつ頃から)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

a いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら必要な対応を行う。
- ・ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた生徒が入院又は死亡した場合)

- ・ いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望、意見を十分に聴取する。なお、生徒の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で、心情の変化にも、しっかりと寄り添う必要がある。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(か) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

- ・ 県立学校→県教育委員会→知事
- ・ 私立学校→知事

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

ウ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。また、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

加害児童生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

(平成 29 年 10 月鹿児島県いじめ防止基本方針より抜粋)

10 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

〈連携を必要とする状況関係機関〉

- ・ いじめの発見状況を報告する。→天城町教育委員会
- ・ 対応方針について相談したい。→天城町教育委員会・大島教育事務所・鹿児島県教育委員会
- ・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。→児童相談所、警察（平土野駐在所）
- ・ いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。→天城町教育委員会・医療機関
- ・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。→児童相談所